

平成29年1月18日

答申第752号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「退職給付会計における実務指針（中間報告）11項に違背した割引率の設定を行なって巨額の決算操作（＝粉飾決算）を行っていたことが経営委員会に対して報告されている」として、「①平成14年度決算時に退職給付会計における実務指針（中間報告）に違背した割引率を適用した理由、②『新たな会計基準の導入で2,400億円の積立不足が出た』（経営委員会20.5.27）の算定根拠、③14年度決算時に退職給付会計における実務指針（中間報告）に準拠した場合に適用すべき割引率、④正しい割引率を適用した場合の退職給付債務額、⑤過去の決算について粉飾決算が判明した場合、企業会計基準第24号、同適用指針に準拠して決算書の訂正を25年度決算時点まで実施しない理由と根拠、⑥会計監査人は「会計に関する準拠性監査」を実施しており、当該監査人からの当該割引率に関する準拠性違反に関する報告内容、⑦割引率の適用に関して実務指針に対する違背による粉飾決算を行っていた事実について、監査委員会へ報告した日時及び報告内容、⑧退職給付会計実務指針の割引率変更の要否18項に違反した理由」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書のうち、①および②については、退職給付会計における実務指針（中間報告）に違背した割引率の設定は行っていないが、当該視聴者の求めを平成15年度決算時に係る文書と解して開示した。③、④、⑤、⑥、⑦および⑧は、文書が存在しないため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成29年1月18日（第245回審議委員会）

第765号諮問、審議、答申